

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号。以下「番号法第19条8号に基づく主務省令」という。)第2条の表139の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滝沢市 健康子ども部健康づくり課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [9) 従業者に対する教育・啓発] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	滝沢市教育研修実施計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。未受講者に対しては、受講勧奨を行い、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 千葉 澄子	課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-684-2111	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6527	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)・第9条第1項 ・別表第一の76項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6527	滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6527	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年5月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和元年5月31日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月22日	IV.リスク対策 6. 情報提供 ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	再評価実施に伴い修正したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年11月1日時点	令和3年8月12日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和2年11月1日時点	令和3年8月12日時点	事後	記載内容の見直しに伴い実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 各種がん検診 4. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 5. 肝炎ウイルス検査	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載事項なし	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年8月12日時点	令和3年11月15日時点	事後	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。
令和3年11月25日	II しいき値判断項目 2.取扱者人数	令和3年8月12日時点	令和3年11月15日時点	事後	情報連携の開始に伴い、再評価を実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	情報連携の開始による再評価実施に伴う変更。
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス	記載事項なし	[十分である]	事前	情報連携の開始に伴い、実施したもの。
令和3年11月25日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載事項なし	[十分である]	事前	情報連携の開始に伴い、実施したもの。
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	健康増進法及び条例等に基づき、以下の事業対象者であることの確認、結果管理等の事務を行う。 1. 健康相談 2. 健康教育 3. 訪問指導 4. 歯周疾患検診 5. 骨粗しょう予防検診 6. 肝炎ウイルス検査 7. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 8. 各種がん検診 番号法別表に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 住登外者宛名番号管理機能システム	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表111の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条(情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省第9号。以下「番号法第19条8号に基づく主務省令」という。)第2条の表139の項(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康推進課	健康こども部健康づくり課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527	滝沢市 健康こども部健康づくり課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6527	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 (令和3年11月15日時点)	1万人以上10万人未満 (令和7年1月31日時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 (令和3年11月15日時点)	500人未満 (令和7年1月31日時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	項目なし	十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>【当該対策は十分か【再掲】】</p> <p>十分である</p> <p>【判断の根拠】</p> <p>滝沢市教育研修実施計画に従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修を実施している。未受講者に対しては、受講勧奨を行い、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正